

令和2年度上期の福島支部事業の進捗について

資料の趣旨

このたび令和 2 年度上期の事業の進捗状況をまとめました。

進捗状況をご確認いただき下期の事業実施に向けたご意見を賜りますとともに、議題（3）「令和 3 年度支部保険者機能強化予算」に関する基礎資料としてもご活用いただければ幸いです。

目次

※項番は令和2年度 福島支部事業計画に対応

1. 基盤的 保険者機能 関係	(1) ①サービス水準の向上：サービススタンダード	3
	(1) ②サービス水準の向上：現金給付等の申請にかかる郵送化率	4
	(3) 現金給付の適正化の推進	5
	(4) 効果的なレセプト点検の推進	6
	(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	7
	(7) ①返納金債権の発生防止のための保険証回収強化	8
	(7) ②債権回収業務の推進	9
	(7) ③返納金債権の発生防止	10
	(8) 限度額適用認定証の利用促進	11
	(9) 被扶養者資格の再確認の徹底	12
(10) オンライン資格確認の円滑な実施	13	
2. 戦略的 保険者機能 関係	(1) i) ①生活習慣病予防健診実施率の向上	14
	(1) i) ②事業者健診データ取得率の向上	15
	(1) i) ③特定健診受診率の向上	16
	(1) ii) 特定保健指導の実施率の向上	17
	(1) iii) 重症化予防対策の推進	18
	(1) iv) 健康経営（コラボヘルス）	19
	(2) ①広報活動による加入者等の理解促進	20
	(2) ②健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	21
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	22	
令和2年度 KPI（重要業績評価指標）一覧		23
令和2年度 福島支部事業計画		24

1. 基盤的保険者機能

(1) ①サービス水準の向上：サービススタンダード

KPI

「サービススタンダード」の達成率を100%とする

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績	令和元年度実績
「サービススタンダード」の達成率	100%	100%	100%

令和2年度の進捗状況

- 令和2年9月まで100%達成
- 申請書の管理を徹底しサービススタンダード100%の支給を継続した。
- 平均所要日数 7.07日（令和2年8月末現在）

下期の主な取り組み内容

- 適切な管理のもと、受付から10営業日以内で支給する。
- 支部目標として7営業日での支給をベースとする。

参考：サービススタンダードとは

申請書の受付から給付金の振込までを10営業日以内に完了させることをサービススタンダードとして定めております。

対象となる申請書は、傷病手当金・出産手当金・埋葬料・出産育児一時金です。

1. 基盤的保険者機能

(1) ②サービス水準の向上：現金給付等の申請にかかる郵送化率

KPI

現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末)	令和元年度実績
現金給付等の申請に係る郵送化率	95.5%以上	97.0%	95.0%

令和2年度の進捗状況

- ・令和2年上期は令和2年度目標を上回った。
- ・各種広報、電話対応時等で加入者へ郵送による提出を勧奨した。

下期の主な取り組み内容

- ・各種広報、説明会、電話対応時等で加入者へ郵送による提出を勧奨する。
- ・公的機関を中心に退職者用任意継続セットを配布する。

1. 基盤的保険者機能

(3) 現金給付の適正化の推進

KPI

KPI 設定なし

令和2年度の進捗状況

- 保険給付適正化PT会議を5月と8月に開催した。
- 傷病手当金と障害年金等の併給調整については、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に沿った事務処理の徹底を指示し、確実に処理を行った。

下期の主な取り組み内容

- 遡及した資格取得等、不正の疑いがある事案について、支部の保険給付適正化PT会議に諮り、必要に応じて調査・立入検査を実施する。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整については、事務手順書に従い、確実に処理を行う。

1. 基盤的保険者機能

(4) 効果的なレセプト点検の推進

KPI

「社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率」について対前年度以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末)	令和元年度実績
レセプト点検の査定率※	0.324%以上	0.364%	0.323%

※査定率 = 査定点数（基金+協会）÷ 請求点数（令和元年度：31,481,986点÷9,737,930,164点=0.323%）

令和2年度の進捗状況

- 査定点数（13,924,411点）÷ 請求点数（3,823,976,251点）=0.364%（前年同期 0.284%）
対前年同期+0.080ポイント

下期の主な取り組み内容

- 班及び全体勉強会にて事例研究（他支部事例含む）や点検方法等の活発な意見交換を行い、効果的な点検を実施する。
- 外部講師による研修会、勉強会での内容を活かし個々の点検員のスキルアップを図る。
- 保険診療ルールの疑義案件については、社会保険診療報酬支払基金支部と十分な協議を行い、平行線に至った場合には本部の「苦情相談窓口」を積極的に活用して、支部間の差異解消を図る。
- 様々な観点から内容点検に関する分析を進め、効果的な点検方法等について新たな取り組みを模索し、効果額向上を図る。

1. 基盤的保険者機能

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める「施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術」申請の割合を対前年度以下にする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末)	令和元年度実績
「施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術」申請の割合	1.26%以下	1.34%	1.26%

令和2年度の進捗状況

- 令和2年8月まで 1.34% (申請件数 77,714件、3部位以上かつ月15日以上の施術件数 1,038件)
- 施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術を受けた患者に対しては、必ず施術内容の照会を行った。
(4月から9月までの患者照会実施件数 2,175件)
- 柔整審査会を毎月開催し、施術所への注意書を5件発行した。
(4月16日、5月20日、6月16日、7月15日、8月18日、9月16日に開催) ※4月、5月は新型コロナの影響で縮小開催

下期の主な取り組み内容

- 多部位かつ頻回及び部位ころがしの申請について、加入者に対する文書照会・施術者に対する注意書の発行を行う。
- 柔整審査会において、不正及び著しい不当が認められた場合等、必要に応じて面接確認委員会を実施する。

1. 基盤的保険者機能

(7) ①返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

KPI

日本年金機構回収分も含めた「資格喪失後1か月以内の保険証回収率」を95.0%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末)	令和元年度実績 ^{※2}
資格喪失後1か月以内の保険証回収 ^{※1}	95.0%以上	93.81%	93.30%

※1：各月の資格喪失後1か月以内の平均保険証回収率

※2：日本年金機構における保険証回収情報の不具合による影響で、令和2年2月・3月分の正確な保険証回収件数が算出できなかったため、平成31年4月から令和2年1月までの実績となっています

令和2年度の進捗状況

- 93.81% (対目標値▲1.19%) = 回収44,094枚 ÷ 回収対象47,005枚 ※各月の資格喪失後1か月以内の平均保険証回収率
- 未回収者への保険証催告状発送件数 (喪失者宛て 8,548件) ※数値は9月末現在
- 未回収者への電話催告実施件数 (214件) ※数値は9月末現在

下期の主な取り組み内容

- 資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者への一次催告を実施する。
- 回収不能届による早期の電話催告を未回収者宛てに実施し、保険証は「使用できないこと・しないこと」「早期回収」の周知を行う。
- 各種広報・各種研修会において、事業主等へ保険証の早期回収、資格喪失届の速やかな届出と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- 未回収枚数の多い事業所宛てには電話催告を実施し、保険証の早期回収の周知を行う。

1. 基盤的保険者機能

(7) ②債権回収業務の推進

KPI

「返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）」の回収率を対前年度以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末)	令和元年度実績
返納金債権の回収率	70.19%以上	21.66%	70.18%

令和2年度の進捗状況

- 回収額9,206,775円÷（調定額60,836,181円－取消額18,324,778円）＝21.66%（前年同期19.33%）対前年同期＋2.33% ※数値は8月末現在
- 最終催告（内容証明郵便）105件実施（前年同期90件）対前年同期＋15件 ※数値は9月末現在
- 法的手続き（支払督促申立）11件実施（前年同期9件）対前年同期＋2件 ※数値は9月末現在

下期の主な取り組み内容

- 初回通知時に保険者間調整（国民健康保険と協会けんぽの間で精算）の案内を同封し利用促進を図る。
- 毎月第三週を電話催告強化週間とし、電話催告を夜間も含め実施する。
- 引き続き、弁護士名による催告を実施し、さらに高額債権を中心に休日の戸別訪問催告、再就職が確認できた債務者には、就業場所催告を実施する。

1. 基盤的保険者機能

(7) ③返納金債権の発生防止

KPI

医療給付費総額に占める「資格喪失後受診に伴う返納金」の割合を対前年度以下とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末)	令和元年度実績
②医療給付費に占める「資格喪失後受診に伴う返納金」の割合	0.112%以下	0.111%	0.112%

令和2年度の進捗状況

- ・返納金無資格42,511,403円÷医療給付費38,239,762,510円=0.111% 対目標値 +0.001% ※数値は8月末現在
- ・早期に保険証が無効であることを周知するため、未回収者への電話催告の実施（214件） ※数値は9月末現在

下期の主な取り組み内容

- ・資格喪失処理後2週間以内に保険証未回収者への一次催告を実施する。
- ・回収不能届による早期の電話催告を未回収者宛てに実施し、保険証は「使用できないこと・しないこと」「早期回収」の周知を行う。
- ・各種広報・各種研修会において、事業主等へ保険証の早期回収、資格喪失届の速やかな届出と資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・未回収枚数の多い事業所宛てには電話催告を実施し、保険証の早期回収の周知を行う。

1. 基盤的保険者機能

(8) 限度額適用認定証の利用促進

KPI

高額療養費制度に占める「限度額適用認定証の使用割合」を85.0%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年7月末)	令和元年度実績
高額療養費制度に占める「限度額適用認定証の使用割合」	85.0%以上	77.4%	81.7%

令和2年度の進捗状況

- 令和2年7月末使用割合 77.4% 現金・現物総件数 25,950件（内訳現金支給件数 5,855件、現物支給件数 20,095件）
- 各種広報紙、ホームページやメールマガジンを通じ、加入者に対して利便性を広報した。
- レセプト情報より、医療機関ごとの限度額適用認定証の使用割合について分析を行った。

下期の主な取り組み内容

- 使用割合の低い医療機関に対し、訪問または文書による勧奨を行う。
- 各種広報紙、事務説明会等で加入者や事業所に対し利便性を広報する。

1. 基盤的保険者機能

(9) 被扶養者資格の再確認の徹底

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率を92.0%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績	令和元年度実績
被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率	92.0%以上	— (下期事業)	92.3%

令和2年度の進捗状況

- 県社会保険労務士会を通じて社会保険労務士に協力要請を行った。
- 社会保険労務士あて直送（30件、809事業所分）

下期の主な取り組み内容

- 提出期限後、未提出事業所へ文書や電話による提出勧奨を実施する。
- 未送達事業所については、事業所や加入者へ連絡し、所在地を確認のうえ再送付を行う。

1. 基盤的保険者機能

(10) オンライン資格確認業務の円滑な実施

KPI

現行のオンライン資格確認システムについて、「USBを配布した医療機関における利用率」を76.0%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末)	令和元年度実績
USBを配布した医療機関における利用率	76.0%以上	64.0%	73.0%

令和2年度の進捗状況

- ・新型コロナウイルス感染症により、医療機関の負担を配慮し、利用勧奨は停止中。
- ・USBを配布している医療機関の利用状況を確認し、利用が進んでいない医療機関に対し、今後の利用見込みを確認。

下期の主な取り組み内容

- ・USBを配布している医療機関の利用状況を確認し、利用が進んでいない医療機関については不具合等の状況を確認のうえ、必要によりUSBトークンの回収を行う。(上期より継続)

2. 戦略的保険者機能

(1) i) ①生活習慣病予防健診実施率の向上

KPI

「生活習慣病予防健診」実施率を59.3%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	区分	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末暫定値)	令和元年度実績
「生活習慣病予防健診」実施率（被保険者）	実施率	59.3%以上	21.6%	58.8%
	実施者数	164,170人以上	59,367人	161,370人

令和2年度の進捗状況

- 令和2年8月末現在暫定値：実施59,367名・受診率21.6%（前年同月実施72,101名・受診率26.0%）※実施者数の対前年同月比は▲17.7%
- 新型コロナウイルスの影響により4～6月の間、多数の健診実施機関で健診業務を休止（南東北第二病院は今年度実施不可）

下期の主な取り組み内容

- 新規適用事業所、新規任意継続加入者に対して受診勧奨を行う。また、健診実施機関による事業所への受診勧奨を行う（上期より継続）
- 健診実施機関への実地調査を5年に1回実施することで、健診の質を確保する（上期より継続）
- 今年度の申込受付が完了している実施機関の多い県南地域に対し、バス健診による生活習慣病予防健診を実施

2. 戦略的保険者機能

(1) i) ②事業者健診データ取得率の向上

KPI

「事業者健診データ」取得率を8.3%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	区分	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年9月末)	令和元年度実績
「事業者健診データ」取得率（被保険者）	実施率	8.3%以上	1.3%	6.9%
	実施者数	23,100人以上	3,558人	19,015人

令和2年度の進捗状況

- 令和2年9月末現在暫定値：実施3,558名・受診率1.3%（前年同月実施5,432名・受診率2.0%）※取得者数の対前年同月比は▲34.5%
- 今年度より健診実施機関への勧奨業務を支部持ちとしたが、新型コロナの影響により進捗に遅れを生じている

下期の主な取り組み内容

- 事業所への同意書取得勧奨業務等を10月より外部委託機関により実施
- 大規模かつ生活習慣病予防健診未受診自治体のデータ提供を健診実施機関と連携して早期取得を目指す

2. 戦略的保険者機能

(1) i) ③特定健診受診率の向上

KPI

被扶養者の「特定健診」受診率を34.7%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	区分	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末)	令和元年度実績
「特定健診」受診率（被扶養者）	実施率	34.7%以上	3.6%	27.6%
	実施者数	24,000人以上	2,485人	19,013人

令和2年度の進捗状況

- 令和2年8月末現在暫定値：実施2,485名、受診率3.6%（前年同月実施6,739名・受診率9.4%）※受診者数の対前年同月比は▲63.1%
- 新型コロナウイルスの影響により、市町村の集団健診が相次いで中止、延期となる
- 集団健診用DMを施設健診向けのDMに変更し、27市町村、22,600件を発送

下期の主な取り組み内容

- 支部独自の自己負担なしの集団健診（協会けんぽ0円健診）を実施（オプション健診として骨密度測定を実施）

2. 戦略的保険者機能

(1) ii) 特定保健指導の実施率の向上

KPI

「特定保健指導」の実施率を24.0%（被保険者25.0%/被扶養者6.3%）以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	加入者区分	区分	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年8月末)	令和元年度実績
「特定保健指導」の実施率	被保険者	実施率	25.0%以上	11.7%	25.4%
		実施者数	9,420人以上	4,407人	8,917人
	被扶養者	実施率	6.3%以上	2.7%	6.1%
		実施者数	130人以上	56人	124人
	合計	実施率	24.0%以上	11.2%	24.4%
		実施者数	9,550人以上	4,463人	9,041人

令和2年度の進捗状況

- 被保険者の令和2年8月末：実施4,407名、実施率11.7%（前年同月実施3,032名、実施率8.1%）※実施者累計の対前年比は+45.3%
- 特保実施機関の請求データの不備が解消されつつあり、実施件数が順調に推移
- 被扶養者の令和2年8月末暫定値：実施56名、受診率2.7%（前年同月実施53名、受診率2.6%）※実施者累計の対前年比は+5.7%

下期の主な取り組み内容

- 特保実施機関の指導者向け研修会を開催し、特定保健指導の質の向上により中断率の低減を図る
- コロナ禍を鑑み、支部においてZOOMを活用した特定保健指導の実施体制を構築する

2. 戦略的保険者機能

(1) iii) 重症化予防対策の推進

KPI

「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合を12.9%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	区分	令和2年度目標	令和2年度上期実績	令和元年度実績
「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合	実施率	12.9%以上	本部集計のため計上不可	10.5%
	受診者数	1,400人以上	本部集計のため計上不可	683人

令和2年度の進捗状況

- ・ 新型コロナウイルスの影響により本部発送の一次勧奨通知が延期、6月より再開
- ・ 今年度より他地区に展開予定の事業所訪問による受診勧奨事業を延期、7月より開始
- ・ 一次勧奨後の回答書（受診済み、受診予定、受診予定なし）を基に、電話勧奨を実施

下期の主な取り組み内容

- ・ 社会保険事務講習会及び納入告知書同封チラシにより、事業所における受診勧奨の周知を行う
- ・ CKD重症化予防の受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防に関する特定保健指導を実施する（上期より継続）

※CKD・・・慢性腎臓病

2. 戦略的保険者機能

(1) iv) 健康経営（コラボヘルス）

支部目標

健康事業所宣言の取り組みの質を向上させるために、支部フォローを強化するとともに宣言事業所の拡大に努める

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績	令和元年度実績
健康事業所宣言事業所数	1,600事業所以上	1,621事業所	1,564事業所

令和2年度の進捗状況

令和2年9月末現在1,621事業所（前年同月+214事業所）

- 健康事業所宣言エントリー事業所の取り組み支援として、関係団体によるセミナー講師派遣、並びに委託業者による出前講座の提供。
- 事業所向け「取組事例集」の発行に向けた、委託業者による取材の実施。
- ふくしま健康経営優良事業所2020の認定を目指す宣言事業所212社を福島県へ推薦。

下期の主な取り組み内容

- 健康事業所宣言エントリー事業所の取り組み支援として、関係団体によるセミナー講師派遣、並びに委託業者による出前講座の提供を行う。
（上期より継続）
- 事業所の健診結果の集計から、血圧や肥満度などの健康課題を示し、県内の同業態との比較を可視化した「事業所健康度レポート」の提供を実施するとともに、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る。
- 健康事業所宣言エントリー事業所に対し、平成29年度に作成した「健康づくりの手引き」の改訂版、他社の取り組み状況をまとめた「取組事例集」をそれぞれ配布する。

2. 戦略的保険者機能

(2) ① 広報活動による加入者等の理解促進

KPI

「加入者理解率」の平均値について、対前年度以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績	令和元年度実績
「加入者理解率」の平均値	46.0%以上	— (下期実施予定)	46.0%

「加入者理解率」とは、法令や協会けんぽの事業等について、どれだけ加入者に理解されているかを表すものである。インターネット調査により理解率を把握し、特に加入者に理解されていない事項について重点的に広報を行う。

令和2年度の進捗状況

- 全事業所に対して毎月1回、納入告知書発送時にチラシを同封。
- 健康保険委員に対して5、7月に「健康保険委員だより」を送付。
- 健康事業所宣言事業所に対して6、9月に「健康事業所宣言だより」を発行。
- ホームページの随時更新及び月3回のメールマガジンの配信を実施。

下期の主な取り組み内容

- 健康保険委員に対して10、1、3月に「健康保険委員だより」の発行。（上期より継続）
- 健康事業所宣言事業所に対して12、2月に「健康事業所宣言だより」を発行。（上期より継続）
- 広報雑誌やWebを活用した幅の広い広報を行い、多くの加入者への情報を発信する。
- ホームページの更新及び月3回のメールマガジンの配信。（上期より継続）
- 事務講習会における事業並びに制度説明の実施。

2. 戦略的保険者機能

(2) ②健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

KPI

全被保険者に占める「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合を50.0%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績	令和元年度実績
「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合	50.0%以上	49.85%	49.0%

令和2年度の進捗状況

- ・令和2年9月末 カバー率49.85%（前年同月+1.85%）
- ・新規適用事業所へ健康保険委員の文書勧奨を実施。
- ・ホームページ、メールマガジンによる勧奨の実施。
- ・各種広報紙に掲載し勧奨を実施。
- ・健康事業所宣言事業と併せた勧奨を実施。

下期の主な取り組み内容

- ・大・中規模事業所への文書勧奨の実施。
- ・ホームページ、メールマガジン掲載による勧奨の実施。（上期より継続）
- ・各種広報紙に掲載し勧奨を実施。（上期より継続）

2. 戦略的保険者機能

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

KPI

福島支部の「ジェネリック医薬品使用割合」を81.6%以上とする。

令和2年度目標と過年度実績	令和2年度目標	令和2年度上期実績 (令和2年5月診療分)	令和元年度実績
福島支部「ジェネリック医薬品使用割合」	81.6%以上 (令和2年9月まで)	80.7%	81.2%

令和2年度の進捗状況

- 令和2年5月診療分80.7% 全国78.7%（前年同月比+6.3%）全国15位
- 東北厚生局並びに福島県と連携し、県内の保険医療機関並びに保険薬局に対し、医療機関ごとのジェネリック使用割合等を掲載したリーフレットを配布。（三者連名の協力要請文書を送付 送付件数：1,717件）
- 医療機関、調剤薬局へ訪問勧奨の実施。（14機関）
- いわき市児童生徒向け小冊子の送付（いわき市立小中学校103校）

下期の主な取り組み内容

- 保険医療機関並びに保険薬局あてにリーフレットを送付し情報提供を行う。（上期より継続）
- マスコミを活用した加入者への働きかけを実施。
- ホームページへ二次医療圏ごとの使用割合等を集計した統計情報を掲載。

令和2年度 KPI（重要業績評価指標）一覧

1. 基盤的保険者機能

KPI 指標		目標	上期実績	備考
1	(1) ①サービススタンダードの達成状況	100%	100%	令和2年9月時点
2	(1) ②現金給付等の申請に係る郵送化率	95.5%以上	97%	令和2年8月時点
3	(4) 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.324%以上	0.364%	令和2年8月時点
4	(5) 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合	1.26%以下	1.34%	令和2年8月時点
5	(7) ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	95.0%以上	93.81%	令和2年8月時点
6	(7) ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率	70.19%以上	21.66%	令和2年8月時点
7	(7) ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	0.112%以下	0.111%	令和2年8月時点
8	(8) 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	85.0%以上	77.4%	令和2年7月時点
9	(9) 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	92.0%以上	-	下期事業
10	(10) 現行のオンライン 資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率	76.0%以上	64.0%	令和2年8月時点

2. 戦略的保険者機能

KPI 指標		目標	上期実績	備考
11	(1) i) ①生活習慣病予防健診受診率	59.3%以上	21.6%	令和2年8月時点
12	(1) i) ②事業者健診データ取得率	8.3%以上	1.3%	令和2年8月時点
13	(1) i) ③被扶養者の特定健診受診率	34.7%以上	3.6%	令和2年8月時点
14	(1) ii) 特定保健指導の実施率	24.0%以上	11.2%	令和2年8月時点
15	(1) iii) 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	12.9%以上	-	本部集計未実施
16	(2) ①広報活動における加入者理解率の平均	46.0%以上	-	下期事業
17	(2) ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	50.0%以上	49.85%	令和2年9月時点
18	(3) 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合	81.6%以上	80.7%	令和2年5月時点
19	(5) ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	100%	100%	令和2年9月時点
20	(5) ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する	実施	実施なし	令和2年9月時点

3. 組織・運営体制関係

KPI 指標		目標	上期実績	備考
21	(4) 一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0%以下	14.0%	令和2年9月時点

令和2年度 事業計画（福島支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○適用・徴収業務 給付業務等の基盤的業務 適正 が迅速 に行 うとともに、サー ビス水準 向上 させ さら(業務の標準化、効率化、簡素化の取り組みを進める。</p> <p>(1) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・郵送 には申請 促進 するため周知・広報 行 う。また退職者向 け任意継続の制度チ ラ送付用封筒 をト にした「任継セット」を公的機関を中心に展開し、窓口混雑の軽減及び郵送化を図る。 ・加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に努める。 ・本部研修や伝達研修による職員の能力・接遇レベルの向上に努める。 <p>【KPI】①サービススタンダードの達成状況を100%とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする。</p> <p>(2) 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付等の業務処理手順の更 な標準化の徹底 と役割 明確 した効 率的 業務処理体制の定着 により、業務の生産性の向上を目指す。 <p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正の疑 がある事案 については、支部の保険給付適正化 PTに議論 行 い事業主 への立入検査 積極的 に行 う。また不正の疑わ れ申請（特に現金給付 受給 するためだけの資格取得 疑わ れ申請）について重点的 審査 を行うとともに、本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。 ・傷病手当金 障害年金等 の併給調整 について、「傷病手当金 年金の併給調整 係 事務手順書」に従って、事務処理を確実に実施する。

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(4) 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト内容点検効果向上計画(に基づき、システムを活用するとともに、高額査定事例の共有化、点検分野・領域の更なる拡大、取り新たな点検ノウハウの習得を促めることにより、効果的なレセプト点検を推進し診療内容等査定効果を前年度以上とする。 【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする レセプト内容点検の外には、資格・外傷点検を的確に行うとともに医療費通知を実施する。 <p>(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数15日以上)及び部位ごとし(負傷部位憲図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会、施術者に対する注意書の発行及び適正受診の啓発を強化する。 【KPI】柔道整復施術療養費の申請(占める、施術箇所 部位以上、かつ月 15日以上の施術の申請の割合)について対前年度以下とする。 <p>(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を徹底(実施するとともに、不正の疑いがある事案(厚生局への情報提供を徹底し、療養費の適正化を図る。 <p>(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険証回収不能届による早期電話催告、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行う。更に(保険証未回収者及び喪失後受診による返納金の発生者)多し事業所・事業主に対する広報等の取り組みを強化する。 返納金・損害賠償金(関わらず発生し)債権の早期回収(取組むとともに、各種催告、顧問弁護士による催告、保険者間調整の推進、法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上に努める。

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>【KPI】①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。</p> <p>(8) 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報で利用促進を図る。 ・医療機関事務担当者を対象とした事務説明会を開催し、申請書の設置医療機関の更なる拡大を図る。 <p>【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%とする。</p> <p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の国内在住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ・回収率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。 <p>【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。</p> <p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失後受診を防止するため、引き続き医療機関に対して利用を促し、利用率向上に向けて取り組む。 ・国全体 実施 するオンライン資格確認の円滑 施行は向 けて、マイカ バ カドの健康保険証利用促進のため周知 等を行う。 <p>【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を76.0%以上とする。</p> <p>(11) 震災に対する協会けんぽ業務取扱いに基づく関連業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険一部負担金免除証明書の迅速な発行を行う。 ・医療機関等への健康保険一部負担金免除証明書の確認に関する周知を行う。 ・健康保険一部負担金還付金の迅速な支給決定を行う。 ・東日本大震災に伴う自己負担相当額還付金（生活習慣病予防健診、特定健康診査）の迅速な支給決定を行う。

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：277,034人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率59.3% （受診見込者数：164,170人） ・事業者健診データ 取得率8.3% （取得見込者数：23,100人） <p>○被扶養者（受診対象者数：69,217人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率34.7% （受診見込者数：24,000人） <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所に生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。 ・生活習慣病予防健診未受診事業所、新規適用事業所に対する受診勧奨を健診実施機関に委託する。 ・事業者健診のデータの取得は、県や労働局との三者連名文書による勧奨とともに、外部委託機関を活用した電話勧奨等で健診機関からの確実な取得を図る。 ・事業者健診データ取得促進等に向けて、関係団体に対する働きかけを行う。 ・新規被扶養者に対する受診勧奨のため、視認性の高い媒体を作成する。 ・市町村集団健診の日程に合わせ、会場および時間を記載した受診勧奨ダイレクトメールを送付する。併せて未受診者の行動変容を促すためのナッジ理論等を活用する。 ・福島市等事業協定市のがん検診広報を受診券に同封し、特定健診と併せた受診勧奨を行う。 ・市町村集団健診が終了する時期にショッピングセンター等で支部独自健診を企画する。併せてナッジ理論等を活用した、ダイレクトメールを送付する。 ・支部独自健診と同時に行う「オプション健診」を加入者の興味を引く内容で企画する。 ・被扶養者 40歳 以上 となる世帯 に対し被保険者（35歳以上）と被扶養者（35歳）の健診同時受診勧奨を行う。

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>【KPI】：① 生活習慣病予防健診受診率を59.3%以上とする ② 事業者健診データ取得率を8.3%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を34.7%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数：37,641人） ・特定保健指導 実施率 25.0%（実施見込者数：9,420人） （内訳）協会保健師実施分 19.3%（実施見込者数：7,280人） アウトソーシング分 5.6%（実施見込者数：2,140人）</p> <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数：2,040人） ・特定保健指導 実施率 6.3%（実施見込者数：130人）</p> <p>○保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診と一緒に特定保健指導を実施できる機関との新規契約を進める。 ・健診と一緒に特定保健指導実施を事業所や加入者向けに周知する広報物を作成し、当日保健指導の利用促進を図る。 ・特定保健指導実施機関会議を開催し、初回面談数増加に向けた仕組みづくりを促す。 ・健診機関による特定保健指導の課題解決を行い月次進捗管理の徹底を図る。 ・前年度の特定保健指導未実施者で腹囲が基準値付近の者に対し、健診受診予定月の2か月程度前に自発的取り組みを促す通知を送付する。 ・被扶養者の特定保健指導を支部独自健診の会場で行う。 <p>【KPI】：特定保健指導の実施率を24.0%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数1,400人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師 には 特定保健指導の事業所訪問時に、他保健事業として重症域の対象者の指導 受診勧奨 を行う。 ・ナッジ理論の活用や個人のリスク等を記載した個別性の高い二次勧奨文書を作成し、効果的な受診勧奨を行う。 ・二次勧奨で保健師による電話勧奨を行う。

分野	具体的施策等
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症重症化予防の個別指導と「慢性腎臓病（CKD）予防連携システム」の運用を実施する。 <p>【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする</p> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康事業所宣言の取り組み支援の体制強化による質の確保と、関係機関と連携した宣言事業所数の拡大に努め、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。 ・宣言事業所に対し取り組み支援として、県歯科医師会、県理学療法士会、福島産業保健総合支援センターと連携したセミナー講師派遣を行うことに加え加入者の健康意識の向上、意識醸成を目的として出前講座の提供を行う。 ・「ふくしま健康経営優良事業所2020」及び「経済産業省の「健康経営優良法人2021」の認定を目指す宣言事業所に対し取り組み支援を行う。 ・宣言事業所に対し「健康づくりの手引き（改訂版）」を配布するとともに広報等により活用の推進を行う。 ・事業所に対しセミナーの開催を行うことにより、宣言事業所へ健康づくりのサポート強化および宣言事業所数の拡大を図る。 ・全宣言事業所に対して「事業所健康度カルテ」の発行を行い、意識醸成を図る。なお、10人以上の健診受診者のいる事業所については順位付けしたものとする。また、健康事業所宣言にエントリーしていない健康保険委員事業所への配布により宣言事業所数の増加を図る。 ・県認定制度「ふくしま健康経営優良事業所」の広報をとおした認定制度の普及、関係団体と連携した健康経営の普及を図る。 <p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>加入者を対象とした理解度調査の前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。</p> <p>①広報活動による理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種広報ツールを効果的に活用した広報活動を展開し、理解促進を図る。 ・メールマガジンによるタイムリーな情報提供を実施する。

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの利用数を高め広く加入者の周知に努める。 ・各種研修会やアンケート等により、加入者・事業主の要望を踏まえた取り組みに努める。 ・適正な届出・医療機関の適切な利用等、健康保険事業の円滑な実施を図るため広く加入者への積極的な広報の実施に努める。 ・メディアを活用し、より多くの加入者への情報提供に努める。 ・加入者へ直接届く広報へ向けたアンケート調査と併せ支部事業に関する広報及び健康保険制度案内チラシにより周知する。 ・健康の理解促進を図るために二校の小学校において健康教室を開催する。 <p>②健康保険委員を通じた理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員 会報、広報誌「健康づくり」等による情報提供を通じ、健康保険事業協会 会報の財政状況、健康づくり等について加入者、事業主の理解促進に努める。 ・関係団体（年金事務所等）と連携した講習会を開催する。 ・健康保険委員の表彰を通じ、広く活動の周知を行う。 ・効果的な勧奨を行い委嘱数拡大に努める。 <p>【KPI】① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50.0%以上とする。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックカルテ等を活用し、阻害要因を分析・検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討を行う。 ・県担当部局、関係機関等と連携し、医療機関・調剤薬局に対して各種協議会やタウンミーティング等を活用した情報提供・意見発信を行う。 ・個別の医療機関・調剤薬局に対して見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する。（年2回） ・加入者への啓発広報、希望シールを配布する。 ・医療機関の窓口負担免除対象者に対し、保険料負担の軽減につながる旨のチラシを作成し、免除証明書に同封のうえ送付する。

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>・ジェネリック使用割合が低い医療費無料化層（とりわけ10～14歳）及びその親世代に対し、視認性の高い広報媒体（冊子）を配布し意識醸成を図る。</p> <p>【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を81.6%以上とする</p> <p>（4）インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度について広報媒体を活用し、事業所、加入者に対して広く丁寧な周知を行う。 ・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、今後の施策の検討を行うことにより、上位過半数の支部に入ることを目指す。 <p>（5）地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会版SCRと医療費構成表を使用し、関係団体に対して分析データに基づいた意見発信を行う。 ・分析結果を活用した事業企画・評価及び各種協議会等における意見発信を行う。 ・他保険者と連携した調査分析の実施を行う。 ・医療に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・地域医療調整会議において他の被用者保険者と連携し積極的な意見発信を行う。 <p>【KPI】①他の被用者保険者との連携を含めた地域医療調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする。</p> <p>②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p> <p>（6）調査研究の推進</p> <p>データを活用した分析を実施し、その研究成果を学会等で発表するなどの意見発信を行う。また、研究成果を活用し、中長期での具体的な事業の検討を行う。</p>

分野	具体的施策等
3. 組織・運営体制関係	<p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能強化を図るために企画業務の強化を図る。 ・事務の効率化を目的とした山崩し方式の定着化を図る。 <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等により人事評価制度の理解を深め、目標設定や結果評価等の適正な運用に努める。 <p>(3) O J Tを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「OJT(On the Job Training)」を中心「集合研修」「自己啓発」「組合わせ」することで、関係機関との調整・協働、適切な意見発信などができる人材育成に努め、組織基盤の底上げに努める。 ・職員一人ひとりが成長意欲を持ち、日々の業務を通じて職員を育てる組織風土の醸成に努める。 <p>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広くP Rを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。 ・職員に対してコスト意識の徹底を図り、経費節減に努める。 <p>【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</p> <p>(5) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 <p>(6) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制の構築に努める。